

第一事務所定期建物賃貸借契約の期間満了に伴う  
契約更改について（実施承認）

1. 本契約の概要

本機関の第一事務所賃貸借契約については、2015年10月2日に定期建物賃貸借契約書を締結し、現在まで同事務所にて業務を行っている。

現在、10年間（2015年11月1日～2025年10月31日）の契約を締結しているが、次回も同事務所での契約を更新することとし、賃料及び契約期間を含む調整を実施する。

2. 調達方法

(1) 調達先選定

随意契約

【理由】現事務所については、業務運営に必要な基本的なインフラが既に整備されており、現時点において直ちに移転を要する特段の事情は認められないことから、引き続き同事務所を使用することが、経済性・時間的効率の両面において合理的である。また、移転に伴う不必要な業務混乱を回避する観点からも、現事務所での契約を継続することが妥当と判断されるため、会計規程第23条第1項(3)「競争入札に付することが不利と認められるとき」に基づき随意契約とする。

(2) 調達先

東京電力パワーグリッド株式会社

(3) スケジュール

2025年9月 契約締結予定

契約締結時は改めて理事会に付議する。

以上

【添付資料】

別紙：「定期建物賃貸借契約書」

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。